

風水害時における対応および連絡について（再改訂版）

当日7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「**レベル5 大雨特別警報**」「**レベル4 大雨危険警報**」「**特別警報（暴風・大雪・暴風雪等）**」または「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」が発表されている場合は一斉臨時休業とする。

前日の対応

教育委員会で当日の対応等について協議する。
【正午まで】

教育委員会の協議の結果、特別な対応が必要な場合、教育委員会が各校園長にC4thで連絡する。【13時まで】

※前日が休日の場合、教育委員会は「sigfy」で各校園長に連絡する。

当日の対応

一斉臨時休業とするとき

教育委員会が各校園長に「sigfy」で連絡する。
【7時05分】

教育委員会が保護者に、「sigfy」で連絡する。

一斉臨時休業ではないが、学校判断で登校時刻を繰り下げる等の対応をする場合

学校は、以下の対応を行う。

- ・教育指導課、保護者および学童クラブへの連絡
- ・児童生徒の登校時の見守り体制等の整備
- ・保護者判断による欠席児童生徒の確認等

※登校時刻の繰り下げについては、事前に必ず教育指導課と協議する。その後、学童クラブに連絡する。

※保護者の判断で児童生徒を欠席させる場合は、出席停止扱いにするなど、当該児童生徒に不利益のないようにする。